

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 (仮称) ヤマダ電機テックランド静岡清水店
- (2) 届出日 平成19年7月23日
- (3) 届出内容 法第5条第1項に基づく新設届

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

なお、住民等から提出された意見に基づき、次のとおり審査を行った。

(提出された意見)

幹線道路から出入口1及び3までの距離が短いため、店舗北側及び南側交差点における右左折渋滞及び出入口2での渋滞により港湾区域への大型車両入場が妨げられる。このため渋滞緩和措置を講じて欲しい。

大店立地法第14条に基づく報告によると、施設稼働時に実施した交通量調査の結果、出入口1と店舗北側交差点流入部停止線までの距離は約26.0mであり、大型車が3台信号待ちをすると出入口を塞ぎ、来店車両が入庫できずに滞留を引き起こす可能性があることが判明した。また、出入口3と店舗南側交差点東側流入部停止線までの距離は約4.6mであり、大型車が1台停車すると出入口を塞ぎ、退店車両が出庫できなくなることが判明した。

このため、出入口1を出口専用、出入口3を入口専用とし、港湾道路側の車両の流れを一方通行的にすることで、周辺交通に与える影響を低減するとしている。

また、出口1を東へ移動させることで、出口1から店舗北側交差点東側流入部停止線までの距離を離すとともに、前面事業所の出入口と被らなくなるとしている。

出入口の運用を変更したことに伴い、出口1においては、来退店車両による道路上の滞留は想定していないが、港湾車両が信号待ちのために出口1を塞ぐ場合は、混雑時に配置される交通整理員が港湾車両を優先させた出庫誘導を行うことにより、港湾道路への影響を低減させるとしている。また、来客車両が出口1から誤進入しないための配慮として、北側からの来客車両に対しては出入口2へ誘導し、南側からの来客車両については、交差点を右折せずに直進を誘導するための案内看板を敷地北西端に設置するとともに、出口1の道路側に出口専用の案内看板を設置するとしている。また、出口1は搬出入車両の出入口と兼用しているため、路面標示により搬出入車両の出入口を明らかにし、退店車両と搬出入車両が輻輳しない配慮を講じることとしている。

出入口2においては、入庫予測台数が増加するが、ピーク時に予測される1時間あたりの入庫台数は189台（1分あたり約3台）であり、数量的には問題ないとしているが、入庫待ちの発生が見込まれる場合には、駐車場内に交通整理員を配置し、出入口付近で躊躇している来客車両を駐車場内に引き込む誘導を行うことにより、来客車両を円滑に入庫させるとしている。また、国道150号線に滞留しそうな来客車両については、出入口2の手前に配置した交通整理員が、入口3へ誘導し、入庫待ちの発生をなくすとしている。さらに、入口3においても入庫待ちの発生が見込まれる場合には、入場規制を行い、敷地南西端側に配置した交通整理員が、来客車両に入場規制の周知と直進誘導の案内を行うことにより国道150号線における滞留をなくすとしている。

入口3においては、ピーク時に予想される1時間あたりの入庫台数は50台（1時間あたり約1台）と少なく、店舗南側交差点右折レーンにおいて滞留は発生しないとしているが、万が一、右折レーンでの捌け残りが発生した場合は、入場規制を行い、滞留長最後尾付近に交通整理員を配置し、来客者に入場規制の周知と直進の誘導を行うこととしている。また、入口3付近において入庫待ちの発生が見込まれる場合には、駐車場内に交通整理員を配置し、入口付近で躊躇している来客車両を駐車場内に引き込む誘導を行うことにより、来客車両を円滑に入庫させるとしている。

なお、想定外の日時に混雑が発生した場合は、従業員を交通整理に充てることにより、混雑緩和に努めることとしている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものと判断した。

（提出された意見）

出入口1及び3から各交差点へ出る際の停止線は、大型車両左折のため、交差点からかなり離して設定しており、停止線を越えて一般車が停止すると大型車両が左折不可能となり動きが取れなくなるため対策を講じて欲しい。

退店車両が停止線を越えて停車することについては、大規模小売店舗の特性によるものではないため、市意見の対象としない。

（提出された意見）

国道150号線において、店舗北側及び南側交差点で右折入場車が混雑している際に、左折を試み、行き止まり渋滞を引き起こす。また、出入口1及び3の渋滞迂回のために、各々もうひとつ北側、南側の交差点から港湾道路と経由して店舗に向かおうとする一般車と港湾道路で待機中の大型車や遊歩道を走行する自転車が出会い頭に衝突する危険性が高い。また、店舗混雑時の港湾区域内の無断駐車も容易に推測できる。このため対策を講じて欲しい。

届出計画によると、来店経路については、折込チラシによる掲載及び店内掲示板の表示により周知するとしている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものと判断した。

(提出された意見)

出入口2において、右折入場及び右折出場を試みることによる渋滞が引き起こされるため、対策を講じて欲しい。

届出計画によると、国道150号線の出入口前面部分のセンターライン上にポストコーンを設置し物理的に右折入出場を防止している。また、出入口2に左折矢印の路面標示により、退店車両に左折出庫を促すとしている。また、敷地南西端に南側交差点で右折する案内看板を設置するとしている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものと判断した。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。